

# 予防接種で妊婦さんと赤ちゃんを 風しんから守りましょう



妊婦さんが妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達に遅れ等の障がいを伴う「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。妊娠中は風しんの予防接種は出来ないため、家族の方が接種を心がけることが重要です。

そこで、妊娠を希望する女性や妊婦さんの家族が風しんの予防接種を受ける費用の一部を助成します。

【助成対象者】 近江八幡市に住民登録があり、以下①～③のいずれかに該当し、かつ、④～⑤のいずれかに該当する人

※妊娠中の方は受けられません。

- ①妊娠を希望している女性
- ②妊娠を希望している女性の配偶者など同居家族
- ③風疹の抗体価の低い妊婦の配偶者など同居家族

＜過去に受けた風しん抗体検査の結果＞

- ④滋賀県風しん抗体検査を受け、風しんに対する免疫が低く、予防接種が必要と判断された
- ⑤過去に受けた風しん抗体価がHI法で16倍以下、又はその他の方法による風しん抗体価についてはHI法で16倍以下に相当するもの

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性の抗体検査および風しん予防接種について

～このチラシの費用助成と異なる制度です～

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方はクーポン券を持参して受けてください。昭和47年4月1日生まれ以前の方は申し出があればクーポン券を送付します。健康推進課にお問合せください。

【助成回数・費用】 1人1回限りで、接種費用の7割（ただし、4,200円を上限とします）

【滋賀県風しん抗体検査実施医療機関】 滋賀県のホームページに掲載されています。

【接種ワクチン】 麻しん風しん混合ワクチン もしくは 風しん単抗原ワクチン

【助成金申請に必要なもの】

- Ⓐ近江八幡市風しん予防接種助成金交付申請書兼請求書（申請者は被接種者本人）
- Ⓑ接種した医療機関の領収書（風しん予防接種と分かるもの）
- Ⓒ予防接種の記録が記載されているもの（予防接種済証など）
- Ⓓ滋賀県風しん抗体検査結果が分かるもの又は過去の風しん抗体検査結果が分かるもの（※被接種者本人の結果が必要です）
- Ⓔ振込先（被接種者本人）の通帳（口座番号のページの写しをいただきます）
- Ⓕ朱肉を使う認め印鑑（シャチハタ不可）

【助成対象の接種期間】 平成31年4月1日～令和2年3月31日

【申請期限】 **令和2年3月31日までに**申請して下さい。ただし、令和2年3月中に予防接種を受けた方は、令和2年4月末日まで申請可能

【お問い合わせ】 近江八幡市健康推進課 0748-33-4252